

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年頃、A市所在の会社Bに雇用され、塗装作業員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、同市内の一般住宅屋根塗装工事現場にて就労中、高さ8～10メートルの屋根からベランダに墜落し負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、自分で自動車を運転してC病院に受診し「頭部打撲、右大腿部打撲、右踵部打撲、顔面擦過傷、左膝擦過傷」と診断され、その後、同年〇月〇日、D病院に受診し「足関節の炎症>梗塞>腫瘍」と診断されたが、同人が治療を受けたのはこの2日間のみであった。なお、請求人は、両病院とも健康保険を使用し受診している。

請求人は、平成〇年〇月〇日、頸部、腰部及び右踵部に障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は本件災害によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が本件災害によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、頸部、腰部及び右踵部の障害は、本件災害の際に被った右踵部の骨折が原因であると主張している。

しかしながら、決定書理由第2の2(2)に説示するとおり、①請求人は、負傷後自分で自動車を運転してC病院に受診していること、②負傷後も就労を継続していたこと、③負傷当日とその約3か月後の2回しか医療機関に受診していないこと、④C病院では、「頭部打撲、右大腿打撲、右踵部打撲、顔面擦過傷、左膝擦過傷」と診断され、D病院では、「足関節の炎症>梗塞>腫瘍」と診断がされており、これらの傷病名からは、本件災害により、右踵部を骨折した事実は認められないこと、⑤両病院において、右踵部の手術や固定術を行った事実はなく、専ら投薬治療のみがされていること、⑥E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「平成〇年〇月〇日撮影のX線上、載距突起の一部の陳旧性骨折が認められるが、これは、負傷当日ではなく、以前に骨折していたことがうかがわれ、新鮮な骨折所見は認められない。」と述べていること、⑦平成〇年〇月〇日付け障害(補償)給付請求書添付診断書には、「足関節(含踵骨)の変形はない。右踵部に腫脹、発赤、皮膚の萎縮は認めない。X線や他覚的所見からは事故と現在の症状の因果関係は判然としない。」との所見が記載されていることなど、子細に検討するも、請求人に残存する障害が本件災害に起因することを認めるに足り

る他覚的所見及び医学的所見の資料は存在しておらず、当審査会としては、請求人の障害が業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- 3 以上のおりであるので、請求人に残存する障害は本件災害によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。